



青少年の明るい未来のために

問合せ先：教育委員会生涯学習課 ☎ 5055



ご存知ですか？「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」

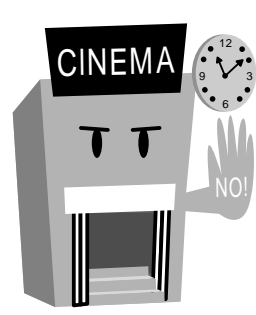
近年、消費社会化の進行やインターネット・携帯電話の普及などが、子供たちを取り巻く環境にも大きな影響をおよぼしています。

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例は、このような環境の中で、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を規制し、青少年を保護するための条例です。

(この条例における「青少年」とは、小学校1年生から18歳未満の方です。)

条例のあらまし

- 県民の責務、保護者の役割
- すべての県民は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある環境から青少年を保護しなければなりません。
- 保護者は、青少年を正しくあたたかい環境で心身ともに健やかに育成するよう努めなければなりません。
- 深夜外出の制限等
- 保護者は、青少年を深夜に外出させないように努めなければいけません。



● すべての人は保護者の承諾を得ないで、深夜に青少年を同行して外出してはいけません。

- カラオケボックス、複合カフェ(インターネットカフェ、マンガ喫茶を含む)、ボウリング場、ゲーム場、映画館の経営者等は、深夜において、保護者同伴であっても施設内に青少年を入場させてはいけません。
- 深夜営業者等は、深夜に施設内又は敷地内に入る青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければいけません。

(この条例における「深夜」とは、夜11時から翌朝4時までの時間帯です。)

インターネット上の情報利用等に関する規制

- 保護者、学校、青少年の職場の関係者は、インターネット

トの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について自ら理解を深め、インターネット上の有害情報に対する青少年の判断能力の育成に努めなければなりません。

- インターネットを利用することができない端末設備(パソコン、携帯電話等)を青少年に提供する者は、フィルタリングソフトの利用等により、有害情報を青少年が閲覧、視聴することを防止できるよう努めなければなりません。



- 端末設備の販売業者、インターネットプロバイダ等は、フィルタリングソフトに関する情報、その他の青少年が有害情報を閲覧、視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければなりません。
- 有害図書類(書籍、雑誌、DVD、ビデオなど)に関する規制
- 次の基準に該当すると認められた場合、個別に有害図書

「家族」

下田市青少年健全育成連絡協議会

会長 石原恭一郎

かつて家族といえは祖父母、親、子の構成で子供も多いものでしたが、今は核家族化が進み、少人数の家庭が増えていきます。

三世代の家族で構成される

家庭では自然に会話も増え、和やかな雰囲気の中で温かい思いやりが養われるなど、子供達の幅広い心の成長も望まれると思いますが、最近では生活の中に親との会話も少なく、ゲームや携帯電話に夢中で人の話も良く聞けない子供が多いことも耳にします。そこで、子育てについていくつかの提案をしたいと思います。

- ① 親子で一日の正しい挨拶を続けて交わしましょう。
- ② 幼児の時から健康な生活リズム(外で体を充分動かす)を作りましょう。
- ③ 人の役に立つ喜びを味わう体験作りをしましょう。
- ④ 子供の成長に合わせて動物、植物の勉強を共にしましょう。
- ⑤ 家の中で社会生活上のルールや道徳的行動について学習しましょう。

11月は「静岡県青少年健全育成強調月間」です

— 見守ろう わが子 人の子 未来の子 —

次代を担う青少年が、社会における自らの役割と責任を自覚し、広い視野と豊かな情操を培い、心身ともにたくましく健やかに成長することは、県民の切なる願いであり、21世紀の静岡県を確固するための基本です。

そのためには、家庭、学校、職場、地域社会及び行政が一体となって青少年健全育成を強力に推進していく必要があります。

そこで、11月を「静岡県青少年健全育成強調月間」と定め、期間中に青少年健全育成のための諸事業、諸活動を集約的に実施することにより県民の青少年健全育成に対する理解を深めるとともに、各種青少年健全育成活動への積極的な参加を促し、青少年健全育成の一層の推進を図ります。

- (1) 「地域の青少年声掛け運動」の推進
- (2) 広報啓発活動
- (3) 各種行事等の開催
- (4) 顕彰等の実施

あいさつ運動にご協力をお願いします

青少年健全育成強調月間にあわせ青少年育成キャンペーンを実施します。

● あいさつ運動
日時 11月4日(火)
午前7時頃～50分頃
場所 市内全小学校前
内容 あいさつ運動
お願い 児童生徒の登校時、下校時など身近な地域でのあいさつ運動にご協力をお願いします。

● 街頭キャンペーン
日時 11月4日(火)
午後5時45分頃～6時30分頃
場所 市内量販店等
内容 啓発チラシ等の配布



昨年のあいさつ運動

青少年関係の相談機関等

- 児童虐待に関する通報 賀茂児童相談所 ☎ 20338
- 子どもの養育やしつけなどに関する悩みの相談 賀茂児童相談所 ☎ 20335
- 子育ての様々な悩みの相談 子ども・家庭110番(賀茂) ☎ 4152
- 学業、進路、不登校、いじめ、友人関係、生活習慣、家庭における教育などの相談 八口一電話ともしび(沼津) ☎ 055 931 8686
- ひきこもり相談 青少年交流スペースアンテナ ☎ 054 255 0600
- 少年に関する悩みごとなどの相談 静岡県警察少年サポートセンター ☎ 0120 783410
- 市の青少年相談窓口 下田市青少年補導センター ☎ 5055

類として指定されます。①著しく性的感情を刺激するもの②著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するもの③著しく犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長するもの など。

- すべての人は、有害図書を青少年に閲覧等させてはいけません。
- 図書類の販売又は貸付け業者は、有害図書類を陳列する時には区分陳列し、店内の容易に監視することができない場所に置かなければなりません。
- 有害図書類を青少年に販売、頒分、貸し付け、閲覧、聴取させてはいけません。
- 場所の提供及び周旋の禁止
- すべての人は、次の行為が青少年に対してされ、又は青少年がこれらの行為をすることを知って、その場所の提供又は周旋をしてはいけません。(行為)淫行又はわいせつ行為、入れ墨、飲酒又は喫煙、暴力行為、とばく行為等)
- その他この条例には、図書類・がん具類自動販売機等、「有害広告物」、「淫行およびわいせつ行為」などに関する規制の規定もあります。また、条例に違反した場合は、罰金が課せられる規定があります。